

県民・事業者の皆様へ

犯罪被害に遭われた方々への 理解と支援について



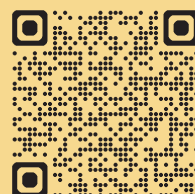
犯罪はいつ、どこで起きるかわからず、
誰もが被害に巻き込まれる可能性があります。
犯罪被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族が、
再び平穏な暮らしを取り戻されるよう、
社会全体で支え合っていきましょう。

長野県犯罪被害者等支援条例

(令和4年4月1日施行)

県民・事業者の役割（条例第5、6条）

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性への理解（県民・事業者）
- 二次被害が生じることのないよう十分配慮（県民・事業者）
- 犯罪被害者等支援施策への協力（県民・事業者）
- 犯罪被害者等である従業員の就労への十分な配慮（事業者）



犯罪被害に遭うということ

もし、あなたの身の回りの方（事業者の場合は従業員）やそのご家族が犯罪被害に遭ったときに、どのようなことが起きるかを知っておくことが大切です。



直接的被害

- ・ 生命を奪われる、家族を失う
- ・ ケガや障がいを負う
- ・ 財産を奪われる



日常生活の不安

- ・ 医療費等の経済的負担の増加
- ・ 家事や育児が手につかない
- ・ 住む家を失う



捜査、裁判への負担

- ・ 事件等のつらい体験を繰り返し説明
- ・ 法廷への出廷、証言



困難な被害回復

- ・ 不眠・食欲不振
- ・ 心身の不調
- ・ 後遺症による障がい



二次被害

- ・ マスコミの過剰な取材
- ・ 周囲の心ない言動、うわさ話
- ・ インターネット上での誹謗中傷

こうした犯罪被害に苦しんでいる方々の被害の早期の軽減・回復に向け、**県民の皆様、事業者の皆様**にできることがあります。

県民の皆様へ

被害の軽減・回復には、身近な人からの支えが大きな力になります。

相手の心情に寄り添った言動の例として、

- 普段どおりあいさつするなど、被害前と変わらない態度で接する。
- 求められたときに話し相手になる。
- 話をじっくり聞き、気持ちに寄り添う。
- 家事や買い物の手伝いなど困っていることがないか声をかける。
- 相談窓口（本リーフレットに記載）を紹介する。

こんな言葉は、かえって犯罪被害に遭われた方々を傷つけてしまう場合があります。

- × 時間も経ったし、これからは普通に接するね。
- × 元気そう、強いね。
- × 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- × 命が助かっただけでも良かったね。
- × 泣いてばかりいると、亡くなった人が浮かばれないよ。

心ない言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐためにも、被害に遭われた方々に寄り添う行動を心がけましょう。

事業者の皆様へ

犯罪被害に遭われた方々は身体への直接的な被害だけでなく、精神的、経済的にも大きな負担を抱えます。

こうした負担を軽減し、回復していくためには、**仕事を辞めることなく、安心して続けていけることが重要です。**

しかし、現状では…



長野県人権啓発キャラクター
「こころちゃん」

仕事や会社のことについて

- 心身の不調等から仕事の能率低下や対人関係に支障をきたす
- 治療のための通院や裁判への出廷等のために欠勤が増える
- 今までどおり働けないことで会社や上司に対して自責の念を抱く

こうしたことから、**仕事を辞めざるを得ない状況に置かれてしまうことがあります。**

そこで…

犯罪被害に遭われた方々が、安心して仕事を続けられるようにするため、**職場環境の整備への取組をお願いします。**

【具体的な取組例】

●休暇を取得しやすくするための配慮

年次有給休暇だけでは対応できない場合が多くあることに配慮し、病気休暇などの特別な休暇制度を導入していれば犯罪被害者等もこれを活用できるようにするなど、被害の軽減・回復のための休暇制度を検討する。

●仕事内容や勤務時間の調整

犯罪被害に遭われた方々の希望に応じた部署への異動、仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて検討する。

●従業員に対する理解の促進

日ごろから、社内広報誌等において、犯罪被害に遭われた方々の置かれている状況や休暇取得、仕事内容・勤務時間の調整等を含む支援の必要性について従業員へ周知を行うほか、理解ある接し方についての教育や研修会を実施する。

犯罪被害に遭われた従業員に身近な同僚・上司の皆様におかれましても、職場等における二次被害を防ぐために、寄り添う行動を心がけていただくようお願いします。

長野県が実施する犯罪被害に遭われた方々のための主な支援施策

長野県犯罪被害者等見舞金*

犯罪被害に遭われた方々の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

◇遺族見舞金…60万円

犯罪行為によって死亡した方の第1順位のご遺族に給付

◇重傷病見舞金…20万円

犯罪行為によって負傷又は疾病を負った犯罪被害者本人に給付

無料法律相談制度*

犯罪被害に遭われた方々への支援に精通している弁護士を紹介するとともに、初回の法律相談料金を公費負担（1時間まで）します。

※要件等がありますので、まずは下記「犯罪被害者等総合支援窓口」にお問い合わせください。



犯罪被害に遭われた場合等の主な総合相談窓口

◆長野県犯罪被害者等総合支援窓口 (県民文化部人権・男女共同参画課)

☎026-235-7106 平日／9:00～17:00

ご相談やお問い合わせに対応し、関係機関、団体に関する
情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。

◆認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター

長野：026-233-7830 平日／10:00～16:00

中信：0263-73-0783 月・水／10:00～16:00

電話相談やカウンセリング、付添いなど、各種支援を行います。

◆犯罪被害者等電話相談・全国共通ナビダイヤル

☎0570-783-554 7:30～22:00 ※12/29～1/3除く

上記犯罪被害者支援センターの受付時間内は、同センターにつながります。

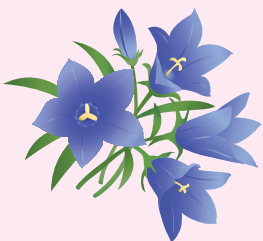
◆警察安全相談窓口 (長野県警察本部広報相談課)

☎026-233-9110 (#9110) 平日／8:30～17:15

事件や事故には至っていなくても、犯罪の未然防止など相談したいことがあるときは
ご利用下さい。



長野県人権啓発キャラクター
「こころちゃん」



◆長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

☎ #8891 (通話料無料) } 24時間365日受付
☎ 026-235-7123 (通話料有料)

性暴力被害にお悩みの方はこちらにご相談ください。

性暴力被害に遭われた方を支援するために設置する公的な相談窓口です。

犯罪被害者等支援や本リーフレットに関するお問い合わせ



長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

TEL：026-235-7106 FAX：026-235-7389

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

県公式ホームページ
(犯罪被害者等支援)

